Ver 1.1【R2.4.7】（取消し線又は赤字の箇所が修正された箇所です）
・申請方法に郵送を追加しました。
・学修計画書の書式を大学ウェブサイトに掲載しました
・経済的事由による授業料減免の申請に必要な書類を追加し，様式を大学ウェブサイトに掲載しました
・一部語句の誤りを修正しました

令和２年度前期授業料及び入学金減免等申請要項

受付期日：令和２年５月８日（金）

公立大学法人
宮城大学
MIYAGI UNIVERSITY

目次

第１章　本学における授業料及び入学金の減免等について

第１節　各制度の概要

第２節　各申請手続き等

第３節　その他注意事項

第２章　各制度の内容・申請方法について

第１節　修学支援新制度による授業料及び入学金の減免

第２節　本学独自の制度による授業料及び入学金の減免等

1　経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠）

2　東日本大震災~~における~~の被災者に対する授業料及び入学金の減免

（旧称：震災枠）

第３節　授業料の納付猶予・分割納付

●申請書式，各制度に関する Q&A は，本学ウェブサイトに掲載しております。

【問い合わせ先（電話・窓口での問い合わせは受け付けません。あらかじめご了承願います）】

・大和キャンパス（看護学・事業構想学群，研究科）

学生支援グループ　Mail：gakusei@myu.ac.jp

・太白キャンパス（食産業学群，研究科）

教務・学生支援グループ　Mail：f-kyoumu@myu.ac.jp

第１章　本学における授業料及び入学金の減免等について

令和２年度より，高等教育の修学支援新制度の実施に伴い，授業料減免等の制度が一部変更となります。授業料及び入学金の減免等を希望する学生は，自身が申請できる制度をよく確認のうえ申請してください。

第１節　各制度の概要

１　各学生が申請可能な授業料及び入学金減免制度

１－１　令和２年４月入学の学群生（日本国籍を持つ者）

次の制度による授業料及び入学金の減免を申請することができます。

一　修学支援新制度による授業料及び入学金減免（→~~５~~６ページ）

二　東日本大震災~~における~~の被災者に対する授業料及び入学金減免（→１~~０~~１ページ）

上記２つの減免申請は，合わせて申請することができます。

例外として，令和２年４月入学の学群生（日本国籍を持つ者）であっても，高校卒業後３年以上経過してから本学に入学した学生である場合，経済的事由による授業料減免を申請~~できる~~することができます。
（→Q&A　Q１－~~６~~７，Q１－８参照）

１－２　令和２年３月以前より本学に在籍する学群(学部)生(日本国籍を持つ者)

次の制度による授業料の減免を申請することができます(入学金の減免は申請できません)。

一　修学支援新制度による授業料の減免（→~~５~~６ページ）

二　経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠→~~７~~８ページ）

三　東日本大震災~~における~~の被災者に対する授業料減免（旧称：震災枠→１~~０~~１ページ）

上記３つの減免申請は，次の組み合わせに限り，合わせて申請することができます。

・「一　修学支援新制度」と「二　経済的事由による授業料減免」

・「一　修学支援新制度」と「三　東日本大震災~~における~~の被災者に対する授業料減免」

１－３　大学院生（日本国籍を持つ者，外国人留学生共通）

次の制度による授業料及び入学金の減免を申請することができます。ただし，入学金の減免は令和２年４月入学の学生に限ります。

一　経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠→~~７~~８ページ）

二　東日本大震災~~における~~の被災者に対する授業料及び入学金減免
（旧称：震災枠→１~~０~~１ページ）

上記２つの減免申請は，合わせて申請することができません。

１－４　外国人留学生（学群・学部生）

次の制度による授業料の減免を申請することができます。

一　経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠）（→~~７~~８ページ）

【参考　申請可能な授業料減免制度一覧表　○がある制度に申請が可能です】

	学群（学部）				大学院	
	日本国籍を持つ者			外国籍を持つ者		
	令和2年度入学者		左以外の者			
	入学金	授業料	授業料	授業料	入学金	授業料
修学支援新制度による授業料等減免	○	○	－	－	－	－
経済的事由による授業料減免	－	- （例外あり）	○	○	－	○
東日本大震災の被災者に対する授業料等減免	○	○	－	－	○ （R2年度入学者のみ）	○

2　入学金の減免及び還付

一　入学金の減免は，令和２年４月入学者のみ申請可能です。令和２年３月以前より本学に在籍する学生が，遡りで申請することはできません。

二　入学金の減免申請は，授業料の減免申請と同時に受付けます。どちらか片方のみの減免申請は受付けません。

三　入学金の減免は，入学年度の前期申請時のみ受け付けます。以降の申請は受付けません。

四　減免された入学金は，申請時に提出された口座振替依頼書に記載の口座に還付します。なお，還付される入学金は，前期に納付すべき授業料を差し引いた額となります。

3　複数の減免制度を合わせて申請した場合の減免額

前述のとおり，学生によっては，複数の制度に申請が可能です。審査の結果，両制度の適用対象となった場合は，いずれか高いほうの減免額が適用されます（修学支援新制度による減免額が優先して充当され，差額が生じた際に，本学独自の制度による減免額が充当されます）。

4　授業料の納付猶予・分割納付

減免のほか，授業料の納付猶予又は分割納付を申請することができます。授業料の納付が期日より遅れた場合，本学の規程に基づき延滞金を請求することがあるため，期日までに納付が難しい学生は本制度の利用をご検討ください。なお，授業料減免申請と同時に申請することも可能です。その場合は，授業料減免が不許可の場合に限り，納付猶予又は分割納付が許可されます。（→1~~2~~3ページ）

第２節　各申請~~の~~手続き等

1　各申請の受付

一　受付期日：令和２年５月８日（金）

二　受付時間：平日８時３０分から１７時５０分まで（郵送の場合は同日必着）

~~三　受付場所：各キャンパス事務局窓口~~

三　提出方法：窓口に持参又は郵送による

四　そ の 他：

イ　申請書~~提出の~~を窓口に持参の際は，学生本人が~~受付場所に書類を~~持参してください。

ロ　郵送により申請書を提出する場合は，自身の所属に応じ，下記の住所に郵送ください。
（封筒の表に「授業料等減免申請書類在中」と記載ください。）

(1)　大和キャンパス　看護学群（学部）・研究科，事業構想学群（学部）・研究科
〒981-3298　宮城県黒川郡大和町学苑１番地１
宮城大学事務局学務課　学生支援グループ　宛て

(2)　太白キャンパス　食産業学群（学部）・研究科
〒982-0215　宮城県仙台市太白区旗立二丁目２番１号
宮城大学事務局太白事務室　教務・学生支援グループ　宛て

~~ハ~~　期日後の申請は受付けませんので，期日に余裕を持って提出してください。

~~ニ~~　授業料減免申請をした学生は，前期授業料の納付を一時猶予します。授業料の納付は，結果通知後になりますので，結果が届くまでは授業料を納付しないでください。ただし，令和２年４月入学者のうち，「経済的事由による授業料減免」を申請する学生に限り，先に授業料を納付する必要があります。納付した授業料は，前期及び後期の減免申請・結果等に応じて，充当又は返還します。

2　結果の通知

結果の通知は，次のとおり予定しております。通知は学生本人の住所に郵送しますので，必ず確認してください。なお，通知時期及び授業料納付期日に変更があった場合は，別途学内メール等によりお知らせします。

申請した制度	第１節１による学生区分（１ページ参照）	通知時期	授業料 納付期日
授業料及び入学金減免 ・ 授業料減免	・１－１の学生 ・１－２の学生 ・１－３の学生（令和２年３月以前より本学に在籍する学生） ・１－４の学生（令和２年３月以前より本学に在籍する学生）	５月下旬 ～６月上旬	６月末日
	・１－１の学生（令和２年４月入学生，経済的事由に限る） ・１－３の学生（令和２年４月入学生，経済的事由に限る） ・１－４の学生（令和２年４月入学生，経済的事由に限る）	９月中旬 ～下旬	６月１日 （前項ハを参照）

授業料納付猶予・分割納付	5月中旬 （※）	申請した納付 方法による

（※）授業料等減免と同時に申請した場合，通知時期がずれることがあります。

3　減免事由消滅等

授業料減免を受けたのち，事由が消滅した学生は，別途届け出が必要となりますので，問い合わせ先までお問い合わせください。なお，事由の消滅に伴い，別途授業料の納付を求めることがあります。

第３節　その他注意事項

一　前学期に減免申請をした学生も，あらためて申請が必要です。

二　申請者は，学生本人です。申請書の記載，家計・家族状況の説明等，全て学生本人が説明できるようにしてください。

三　期日を過ぎた申請は，減免の要件を満たすものであっても審査対象となりませんのでご注意ください。

四　申請者に対し，書類不備や追加記載等の確認のため，電話やメールにて問い合わせをすることがあります。問い合わせに対し回答が得られない場合，書類不備として審査対象から除外されることがありますのでご注意ください。

第２章　各制度の内容・申請方法について

第１節　修学支援新制度による授業料及び入学金の減免

本学は高等教育の修学支援新制度の対象校であり，制度に基づき日本学生支援機構より給付型奨学金の支給がされる学生に対し，授業料及び入学金の減免を実施します。ただし，入学金の減免は令和２年４月入学の学群生に限ります。

【参考：文部科学省ウェブサイト　https://www.mext.go.jp/kyufu/】

なお，令和２年３月以前より本学に在籍していた学生は，特定の書類を追加提出することにより，第２節の１（経済的事由による授業料の減免）又は第２節の２（東日本大震災の被災者に対する授業料減免）を合わせて申請することができます。

【申請できる学生（→１ページ)】
１－１　令和２年４月入学の学群生（日本国籍を持つ者）
１－２　令和２年３月以前より本学に在籍する学群（学部）生（日本国籍を持つ者）

１　免除となる条件

高等教育の修学支援新制度により，日本学生支援機構の給付型奨学金の認定を受けた者（これから給付型奨学金の申請をし，認定を受けた者を含む）

２　免除額

修学支援新制度の認定区分により，次のとおり減免されます。

修学支援新制度による認定区分	免除額	
	授業料	入学金（令和２年４月~~４~~入学者のみ）
第Ⅰ区分	金 267,900 円	金 282,000 円
第Ⅱ区分	金 178,600 円	金 188,000 円
第Ⅲ区分	金 89,300 円	金 94,000 円

3　提出書類

条件により，追加で書類が必要となります。条件をよく確認のうえ申請してください。

全員共通	一　大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 ●以下，追加で書類が必要な学生及び提出書類 【授業料減免申請時点で，修学支援新制度による給付型奨学金の申請をしていない学生】 ・学修計画書 【令和２年４月入学の学群生（日本国籍を持つ者)】 ・口座振込依頼書（入学金の返還を希望する名義のもの） ・上記口座の通帳~~コピー~~の写し（銀行名，支店名，口座名義，口座番号がわかるもの） 【令和２年４月入学の学群生（日本国籍を持つ者）で，既に給付型奨学金の認定を受けている者】 ・認定証の~~コピー~~写し（日本学生支援機構からの通知） 【経済的事由による授業料減免を合わせて申請する者】 ・経済事由による授業料減免申請に必要な書類 （詳細は第２節の１　３提出書類をご確認ください（→~~７~~８ページ）） 【東日本大震災による被災者に対する授業料減免を合わせて申請する者】 ・東日本大震災による被災者に対する授業料減免申請に必要な書類 （詳細は第２節の２　３提出書類をご確認ください（→１~~０~~１ページ））

第２節　本学独自の制度による授業料及び入学金の減免

修学支援新制度の他に，本学独自の授業料減免制度に基づき，授業料減免を実施します。

第２節の１　経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠）

経済的理由により授業料の納付が困難で，かつ，学業成績が優良である場合，学生からの申請を審査の上，授業料の全額又は半額を免除します。なお，免除できる予算が限られているため，申請した場でも必ず免除されるとは限りませんのでご注意ください。

【申請できる学生（→１ページ)】
- １－１　令和２年４月入学の学群生（日本国籍を持つ者）のうち，高校卒業後３年以上経過した者
- １－２　令和２年３月以前より本学に在籍する学群（学部）生（日本国籍を持つ者）
- １－３　大学院生（日本国籍を持つ者，外国人留学生共通）
- １－４　外国人留学生（学群・学部生）

１　申請条件

一　次のいずれかに該当する学生は，経済的事由による授業料減免を申請できません。

イ　在学年数（休学期間を除く。）が次の年数を超えた学生。ただし，海外の協定校への派遣が認められた学生については，下記の年数に加えて最大で１年間，免除を~~受ける~~申請することができます。

（１）　学群（学部）生　４年

（２）　大学院生（博士前期課程）　２年

（３）　大学院生（博士後期課程）　３年

ロ　宮城大学学則第３０条又は宮城大学大学院学則第２６条に基づく懲戒処分を受けた学生

ハ　令和２年４月以降入学した日本国籍の学生~~であること~~のうち，高校卒業後３年を経過していない者（Ｑ１－８参照）

二　令和２年３月以前より本学に在籍する学群（学部）生（日本国籍を持つ者）が本制度による授業料減免を申請する場合，修学支援新制度による給付型奨学金を申請中（又はこれから申請する）か，給付型奨学金の認定区分に該当しないことをあらかじめ確認済であることが必要です。自身が給付型奨学金の認定区分に該当するかは，日本学生支援機構ウェブサイト「進学資金シミュレーター」をご利用ください。

【日本学生支援機構ウェブサイト　進学資金シミュレーター】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html

２　免除となる条件

下記に掲げる経済要件及び成績要件により審査を行います。減免を受けるには，両方の要件を満たす必要があります。なお，該当者が多数の場合，経済要件である市町村民税課税額の低い方を優先して免除します。

審査基準

経済要件	【日本国籍の者（外国籍の者のうち，日本国内に申請者の扶養者がいる場合を含む。）】 一　申請者及び申請者と生計を一にする者全員の前年度の市町村民税が，次のいずれかに該当するとき イ　非課税（非課税であっても 所得金額＞所得控除金額 の場合は，別途判断します。） ロ　所得割合計が 10 万円以下（独立生計者（※）は 5 万円以下） 二　上記にかかわらず，各学期免除申請期日の過去 1 年以内に主たる家計支持者が次に掲げる事由により家計が急変し，申請者及び申請者と生計を一にする者全員の市町村民税の見込額が一のイ又はロに該当すると見込まれるとき イ　死亡 ロ　事故又は病気により，半年以上，就労が困難 ハ　失職（非自発的失業の場合に限る） 【外国籍の者（日本国内に申請者の扶養者がいる場合を除く。）】 経済状況申告書による年間収入額を給与収入額とみなし，地方税法の規定により算出された納付すべき市町村民税が，次のいずれかに該当するとき イ　非課税 ロ　所得割が 5 万円以下 （※）独立生計者とは，次のイ～ハ全ての条件を満たす学生とします。 イ　地方税法上父母等の扶養家族でない者 ロ　父母等と別居している者 ハ　本人に収入があり，その収入について所得申告がなされ，市町村からの所得・課税（非課税）証明書が発行される者
成績要件	【学群（学部）生】 本人の属する学群または学類・学科において，次の期における成績順位が原則上位 55%以内であること。 一　成績判定材料 イ　入学年次の前期 ‥‥ 当該学期の成績 ロ　4 年次の後期 ‥‥‥ 前々学期及び前学期 ハ　上記以外の学期 ‥‥ 前学期 二　順位のつけ方 イ　GPA に関する要綱の規定により算出した前学期の GPA 値を用いて順位付けします。 ロ　休学していた者の成績判定は，休学前の直近の学期の成績順位を用います。 ハ　本学と海外の大学との間の協定に基づき派遣された学生の成績判定は，派遣先にて修学した直近の学期の成績を用いた成績順位によります。 【大学院生】 成績が著しく不良でないこと。（指導教員所見により判定）

3　免除額

上記審査基準を満たし，授業料免除対象となった場合の免除額は次のとおりです。ただし，前述のとおり免除予算額に限りがあるため，基準に該当する場合でも全員が免除を受けられるとは限りません。

免除額	
学群（部）生	【経済要件・成績要件を満たし，成績が特に優秀（上位 10%以内）の場合】 ⇒全額免除 【経済要件・成績要件を満たす（上位 10%に満たない～55%以内）場合】 ⇒半額免除 ただし，年間授業料に相当する給付型奨学金の受給者は，半額免除が限度となります。
大学院生	【経済要件・成績要件を満たす場合】 ⇒半額免除

4　提出書類

学 生 区 分	必　要　書　類
・日本国籍の者 ・外国籍の者のうち，日本国内に扶養者がいる者	一　授業料減免等申請書 二　修学支援新制度への申請状況等確認表 ~~二~~三　申請者及び申請者と生計を同一にする者全員の平成 31 年度（令和元年度）分「所得・課税証明書」 ・平成 30 年中の所得金額と平成 31 年度（令和元年度）の課税額の両方が記載されているもの。 ・市町村役場の税務窓口で交付申請することにより取得できます。 ただし，税法上の扶養親族であることが扶養者の所得・課税証明書により証明できる場合，被扶養者分の証明書は不要です。 ~~三~~四　その他（該当する者のみ） イ　家計急変により申請する者のみ ・経済状況申告書~~（様式第１７号）~~ ・家計急変の事由を証明する書類 ・死亡の場合 戸籍謄本（抄本）又は住民票（死亡日記載） ・事故又は病気により，半年以上，就労が困難 医師による診断書及び雇用主による病気休職による証明書 ・失職（非自発的失業の場合に限る） 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証 ・家計急変の事由に該当する主たる家計支持者における，事由発生後の給与明細の写し（事由発生後３ヶ月の収入がわかるもの） ロ　独立生計者のみ 住民票又は健康保険証の写し ハ　外国~~籍~~の者のみ 在留カード又は特別永住者証明書の~~コピー~~写し（両面）
・外国籍の者のうち，日本国外に扶養者がいない者	一　授業料減免等申請書 二　経済状況等申告書 三　預金通帳等写し（過去３ヶ月の収支がわかるもの） 四　給与明細の写し（過去３ヶ月の収支がわかるもの） 五　在留カード又は特別永住者証明書の~~コピー~~写し（両面）

第２節の２　東日本大震災の被災者に対する授業料及び入学金の減免
（旧称：震災枠）

東日本大震災被災世帯の学生について，学生からの申請を審査のうえ，被災の程度に応じ授業料及び入学金の全額又は半額を免除します。本制度は第２節の２（経済的事由による授業料減免）と重複して申請することはできません。なお，**本制度は，令和２年度を以って終了の予定です。**

【申請できる学生（→１ページ）】
１－１　令和２年４月入学の学群生（日本国籍を持つ者）
１－２　令和２年３月以前より本学に在籍する学群（学部）生（日本国籍を持つ者）
１－３　大学院生（日本国籍を持つ者，外国人留学生共通）

１　免除となる条件・免除額

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災（余震による被災を含む）により，学生と生計を一にする家計支持者（学生が独立生計者の場合は，学生本人）が【被災区分表】のいずれかに該当し，生活が困難になった場合，学生からの申請を審査の上，被災の程度に応じ授業料の全額または半額を免除します。

ただし，【減免制限表】に掲げる項目のいずれかに該当する場合は，免除率引下げ又は免除不許可となる場合があります。

【被災区分表】

被災区分	授業料・入学金の免除額
住居の全壊，全焼，流失，大規模半壊　（持家のみ）	全額免除
住居の半壊，半焼　（持家のみ）	半額免除

【住居について】
一　「住居」とは，震災発生直前まで学生と生計を一にする家計支持者が居住していた家屋をいいます。
二　「住居」の場所は，東日本大震災にかかる災害救助法の適用地域内に限ります。
三　「住居」の被害の程度は，市町村が発行する罹災証明書により判断します。
四　家財（自動車・バイク等を含む。）の損壊・流失は対象外です。

【減免制限表】

免　除　制　限　対　象　者	制限内容
年間授業料（535,800 円）以上の給付型（返済不要）奨学金の受給学生	半額免除が限度 （全額免除不可）
奨学金の給付目的が授業料等への充当と明記されている場合	免除対象外
申請時点で次の学力要件を満たさない学生 （自身の取得単位数は学務管理システム等でご確認ください） １年次　前期　要件なし　後期　１６単位以上修得 ２年次　前期　３５単位以上修得　後期　５０単位　〃 ３年次　前期　６５単位　〃　後期　８０単位　〃 ４年次　前期・後期共通　卒業見込であること	半額免除が限度 （全額免除不可） 免除を受けるにあたり，卒業に向けた履修計画書を自ら作成し，【面談

大学院生　前期・後期共通　指導教員の所見が良好であること	実施手順】に従い，教員との面談を要します。面談結果を踏まえ，免除の可否を決定します。次の学期は履修計画に沿って単位を修得している場合のみ半額免除可とします。
上の学力要件を満たしても，申請時点で在学年数（休学期間を除く）が次の年数を超えた学生 学群（部）生　　4 年 大学院生 博士前期課程　　2 年（長期履修生は許可年数） 大学院生 博士後期課程　　3 年（　　〃　　）	

【面談実施手順】

手順 1	・面談が必要な旨を問い合わせ先（→目次参照）にメールにて申告します。 ・面談の担当教員をお伝えしますので，直接教員と連絡をとり面談日程を決定します。 ・教員のスケジュールもありますので，余裕をもって申告ください。
手順 2	・履修計画書として，学務管理システムより入手できる『単位取得計画表（表面，裏面)』を完成させてください。 【ファイル所在】 学務管理システム TOP＞リンク集＞アカデミックポートフォリオ「MAP」＞「ST-03　単位取得計画表」
手順 3	・『単位取得計画表（表面，裏面)』を持参のうえ，教員と面談を実施します。

2　提出書類

全員共通	【全員共通】 一　授業料減免等申請書 二　東日本大震災による住居の罹災証明書（※） 【令和 2 年 4 月入学生は，次の書類も必要です】 ・　入学金免除申請書 ・　口座振込依頼書（銀行名，支店名，口座名義，口座番号がわかるもの） ・　上記口座の通帳~~コピー~~の写し（銀行名，支店名，口座名義，口座番号がわかるもの） ※罹災証明書について ・過去に本制度による減免を受けている学生は提出不要です。 ・罹災証明書に「持家」「借家」の区分又は「所有者氏名」が記載されていない場合，平成 23 年当時の「固定資産税納税通知書（課税明細・家屋)」等の提出が必要です。 ・住居の名義が同居している家族の場合，住民票等の提出が必要です。

第３節　授業料の納付猶予・分割納付

経済的理由により授業料の一括納付が困難な場合，学生からの申請を審査の上，授業料の納付を猶予又は分割納付とすることができます。

1　納付猶予・分割納付における納付期日

申請した納付方法により，次のとおり納付猶予又は分割納付となります。最終的には同じ額を納付することとなるため，自身の経済状況にあった納付方法を申請してください。

本制度は，前述の授業料減免申請と同時に申請することも可能です。この場合，授業料減免が不許可の場合に限り，納付猶予又は分割納付が許可されます。

なお，納付猶予と分割納付を同時に申請することはできません。

	納付方法
納付猶予	令和２年７月３１日（金）に授業料（金２６７，９００円）を一括で納付します。
分割納付	納付するべき授業料を分割し，それぞれ次の期日までに納付します。 【分割納付のみ申請した場合】 ・令和２年６月　１日（月）（金８９，３００円） ・令和２年６月３０日（火）（金８９，３００円） ・令和２年７月３１日（金）（金８９，３００円） 【授業料減免の申請結果が不許可だった場合】 ・令和２年６月３０日（火）（金１３３，９５０円） ・令和２年７月３１日（金）（金１３３，９５０円）

2　提出書類

学 生 区 分	必　要　書　類
全学生共通	・授業料等減免申請書